

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	個人住民税の賦課・徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

多治見市は、個人住民税の賦課・徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

多治見市長

公表日

令和7年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税の賦課・徴収に関する事務
②事務の概要	多治見市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 個人・法人（給与、報酬、配当等の支払者、国税庁、公的年金支払者等）から提出された賦課資料に基づき、個人住民税を賦課する。賦課額に基づき、住民に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（以下「番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令」という。）に基づいて、多治見市は、個人住民税の賦課・徴収に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。
③システムの名称	1. 個人住民税課税支援システム 2. 個人住民税システム 3. 収納／滞納管理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバー 6. コンビニ交付システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)個人住民税基本台帳ファイル (2)個人住民税収滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法（平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項 別表24の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法第19条第10号 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日号外内閣府、総務省令第5号） ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報提供の根拠） 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173 の項 （情報照会の根拠） 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号507-8787 岐阜県多治見市音羽町1丁目233番地 多治見市役所 駅北庁舎 総務部税務課 電話:0572-23-5830
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号507-8787 岐阜県多治見市音羽町1丁目233番地 多治見市役所 駅北庁舎 総務部税務課 電話:0572-23-5830
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月24日	I 関連情報 ③ 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法第9条第3項 ・番号法第19条第8号 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務 を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5 号) ・別表第一省令第16条	1. 番号法(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法第9条第3項 ・番号法第19条第9号 2. 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令(平成26年 内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条	事後	
平成29年5月24日	I 関連情報 ④ 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供 の制限)及び別表第二	・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限) 第7号、第8号及び別表第二	事後	
平成29年5月24日	I 関連情報 ⑤ 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	税務課長 奥村 清	税務課長 桜井 康久	事後	
平成29年5月24日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年5月24日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 ⑤ 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	税務課長 桜井 康久	税務課長 伊藤 徳朗	事後	
平成30年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年1月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年1月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年9月15日	I 関連情報 ⑦ 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	郵便番号507-8787 岐阜県多治見市音羽町1丁目71番地の1 多治見市役所 総務部 税務課 電話:0572-23-5830	郵便番号507-8787 岐阜県多治見市音羽町1丁目233番地 多治見市役所 駅北庁舎 総務部税務課 電話:0572-23-5830 ※土地区画整理事業による地番変更のみであ り、実際の所在地は変更していない	事後	
平成30年9月15日	I 関連情報 ⑧ 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ 連絡先	郵便番号507-8787 岐阜県多治見市音羽町1丁目71番地の1 多治見市役所 総務部 税務課 電話:0572-23-5830	郵便番号507-8787 岐阜県多治見市音羽町1丁目233番地 多治見市役所 駅北庁舎 総務部税務課 電話:0572-23-5830 ※土地区画整理事業による地番変更のみであ り、実際の所在地は変更していない	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 ④ 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	117、120の項	119の項	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 ⑤ 評価実施機関における担 当部署 ②所属長(の役職名)	税務課長 伊藤 徳朗	税務課長	事後	
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和2年4月1日	I 関連情報 ④ 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	18	18、20	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	48	48、53	事後	
令和2年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	116119	116117120	事後	
令和2年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第19条第9号	・番号法第19条第10号	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号、第8号及び別表第二	・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号、第9号及び別表第二	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第3項	・番号法第9条第2項	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	①ー ②120の項	①30 ②120、121の項	事後	
令和4年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	事後	
令和5年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和7年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	—	6. コンビニ交付システム	事前	コンビニ交付の開始に伴う追加
令和7年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	1. 番号法(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法第19条第10号 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日号外内閣府、総務省令第5号) ・別表第一省令第16条	1. 番号法(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表24の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法第19条第10号 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日号外内閣府、総務省令第5号) ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号、第9号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173 の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条48の項	事後	
令和7年1月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年1月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年1月31日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業	—	人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か:「十分である」 判断の根拠:特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事後	
令和7年6月30日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年6月30日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	